

一般社団法人日本光線力学学会会則

第 1 号

第 1 条 (会則)

当法人は定款施行の細則として会則を定める。

- 2 本会則の変更、廃止等は、社員総会において、総社員の議決権の3分の1以上の議決権を有する社員が出席し、出席社員の過半数をもって行う。

第 2 条 (名誉会長及び名誉副会長)

名誉会員の中でも当法人の事業にとって特別な功績を残し、その栄誉を称えるにふさわしいとされる者については、本人の承諾を得た上で社員総会において名誉会長、名誉副会長の称号を与えることができる。

第 3 条 (役職定年)

当法人の理事及び監事で本会則の施行日以降 3 月 31 日の時点で満 70 歳に達した者については、その事業年度の最終の社員総会終了時を以て退任(或いは、辞任)するものとする。任期を残し辞任する役員がいる場合には、その役員の交代役員を選任することができる。但し任期は、前任者の残余期間とする。

- 2 評議員及び各委員会委員長職についても 1 項に準ずる。

第 4 条 (委員会)

当法人は次の委員会を置く。

規約委員会 (旧 会則委員会)

ガイドライン委員会

編集委員会

教育委員会

倫理委員会 (新設)

安全委員会

役員選出委員会 (新設)

渉外委員会

保険委員会 (新設)

財務委員会 (新設)

- 2 委員会の改変は理事会決議を以て行う。
- 3 委員長及び委員は会員の中から理事会が指名し選任する。
- 4 委員長及び委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 任期満了前に退任した委員の補欠は、選任しない。

附則

本会則は令和 4 年 11 月 26 日開催の社員総会において承認された。但し施行は遡及して令和 4 年 3 月 31 日から有効とする。